後退用地に係る確約書

那須塩原市長 様

次の後退用地内にある工作物等について、自らの負担において建築工事が完了するまでに撤去 し、又は移設することを確約します。

また、後退線の主要な位置に後退杭を設置し、後退線を明確にするとともに、自らの責任で維持管理を行います。

なお、撤去又は移設が完了したときは、速やかに工作物等撤去(移設)完了届(様式第10号) に撤去又は移設後の写真を添えて提出します。

土地所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	
建築主	住所	
	氏名	
	電話番号	
後退用地の所在地		

注

- 1 土地所有者と建築主が同一の場合は、建築主欄の記載は不要です(売買契約を締結していても所有権移転が済んでいない場合は所有者とはみなしません。)。
- 2 住所欄について、法人にあっては所在地を記載してください。
- 3 氏名欄について、法人にあっては名称及び代表者氏名を記載してください。